

 **ポイント!** 月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例1〕平成27年4月10日に要介護3から要介護1へ変更となった場合の平成27年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,042単位

(誤) 要介護3 (コード23)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2211) 1,353単位

間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード=10QF”又は“エラーコード=12QJ”のエラーとなります。

〔例2〕平成27年4月10日に要介護1から要支援2へ変更となった場合の平成27年4月分のサービス計画費の請求

(正) 要支援2 (コード13)、介護予防支援費 (サービスコード46-2111) 430単位

(誤) 要介護1 (コード21)、居宅介護支援費 (I) (サービスコード43-2111) 1,042単位

間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード=12QA”と同時に“エラーコード=12P4”のエラーとなります。

No.1	月の途中で事業対象者から要支援1になった場合、給付管理票は「事業対象者」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.2	月の途中で事業対象者から要支援2になった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書は「要支援2」にて請求
No.3	月の途中で事業対象者から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「事業対象者」にて請求
No.4	月の途中で要支援1から事業対象者への変更はない。
No.5	月の途中で要支援1から要支援2になった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書は「要支援2」にて請求
No.6	月の途中で要支援1から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「要支援1」にて請求
No.7	月の途中で要支援2から事業対象者への変更はない。
No.8	月の途中で要支援2から要支援1になった場合、給付管理票は「要支援2」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.9	月の途中で要支援2から要介護Nになった場合、給付管理票、サービス計画費、請求明細書 (介護給付) は「要介護N」にて請求。 請求明細書 (総合事業) は「要支援2」にて請求
No.10	月の途中で要介護Nから事業対象者への変更はない。
No.11	月の途中で要介護Nから要支援1になった場合、給付管理票は「要介護N」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援1」にて請求
No.12	月の途中で要介護Nから要支援2になった場合、給付管理票は「要介護N」、サービス計画費及び請求明細書は「要支援2」にて請求